

令和2年度

第2回 浜松市母子保健推進会議資料

日時：令和3年2月18日（木）午後1時30分～
場所：浜松市 口腔保健医療センター 講座室

目 次

	頁
I 令和2年度上半期 浜松市母子保健事業 事業実績報告	1
1. 妊産婦関係	
(1) 妊娠届出数・母子健康手帳交付・ハイリスク妊婦	2
(2) 届出数の週数	3
(3) 届出数の年齢	3
(4) 満28週以降及び産後の発行状況	3
(5) 妊婦健康診査	4
(6) 新生児聴覚スクリーニング検査	5
(7) 産婦健康診査	5
(8) 産後ケア事業	6
(9) はままつ女性の健康相談	7
2. 乳幼児健康診査関係	
(1) 乳幼児健康診査受診率	8
(2) 4か月児健康診査	8
(3) 10か月児健康診査	9
(4) 1歳6か月児健康診査	9
(5) 3歳児健康診査	11
(6) 3歳児健康診査における診察所見の内訳	12
(7) 乳幼児健康診査における保護者の状況	12
3. 訪問指導	
(1) こんにちは赤ちゃん訪問	13
(2) 妊産婦乳幼児訪問	13
4. 予防接種関係	14
5. 医療費助成関係	
(1) 未熟児養育医療費	16
(2) 自立支援医療費（育成医療）	16
(3) 小児慢性特定疾病医療費	16
(4) 不妊に悩む方への特定治療支援事業	17
(5) 一般不妊治療支援事業	18
(6) 不育症治療費補助事業	18

II 令和2年度上半期 浜松市児童福祉事業 事業実績報告

1. 子育て支援ひろば事業	19
2. はますくヘルパー利用事業.....	20
3. 養育支援訪問事業.....	21
4. 発達支援広場事業（たんぼぼ広場）	22
5. 発達障害者支援センター事業（発達相談支援センター「ルピロ」）	23

III 新型コロナウイルス感染拡大防止対策における母子保健事業の対応状況..... 24

IV 令和3年度 母子保健事業の取り組み 25 |

V 家庭における子どもに対する受動喫煙の実態調査結果について 26 |

別添1 「成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対して必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律」（成育基本法）…27

別添2 「産科・精神科・行政等の連携について」 29 |

I 令和2年度(上半期)浜松市母子保健事業 事業実績報告

事業名	対象者	R2年度計画		R2年度上半期実績			
		回	人数	回	人数		
乳幼児健康診査事業	4か月児健康診査	生後3～5か月児	-	5,696人	-	2,719人	
	(4か月児精密健康診査)	4か月児健康診査にて精密検査が必要な児	-	-	-	238人	
	10か月児健康診査	生後9～11か月児	-	5,587人	-	2,774人	
	(10か月児精密健康診査)	10か月児健康診査にて精密検査が必要な児	-	-	-	83人	
	1歳6か月児健康診査	1歳6か月児(2歳未満まで可能)	180回	5,915人	16回	2,559人	
	(1歳6か月児精密健康診査)	1歳6か月児健康診査にて精密検査が必要な児	-	-	-	77人	
	3歳児健康診査	3歳児	-	6,031人	-	2,934人	
	3歳児歯科健康診査	3歳児	-	6,031人	-	1,561人	
	(3歳児精密健康診査)	3歳児健康診査にて精密検査が必要な児	-	-	-	337人	
	先天性代謝異常等検査	新生児	-	7,588人	-	3,393人	
	新生児聴覚スクリーニング検査	新生児	-	5,742人	-	2,855人	
妊娠中期健康講座事業	はじめてのパパママレッスン	妊娠週数16～31週の妊婦とその家族	41回	2,230人	13回	360人	
	未来のパパママ講座	これから親としての役割を担う青年期の男女	10回	1,000人	4回	259人	
思春期教育事業	思春期教室	市内の中学2年生	61回	7,940人	0回	0人	
	依頼の衛生教育	市内の各関係団体(延)	63回	5,330人	4回	211人	
母子相談事業	相母事談子業支保援健	母子健康手帳交付・妊婦個人指導(妊娠届出数)	妊娠届出書を提出したもの	13施設	6,008人	13施設	2,627人
		親子すこやか相談	市内在住の親子(延)	14会場	20,120人	14会場	808人
	はままつ女性の健康相談(妊娠SOSを含む)	妊娠期から子育て期等、女性の健康に関する相談者(延)	-	-	-	231人	
	1歳6か月児健康診査事後指導教室	1歳6か月児健康診査にてことばの遅れ等気になる児とその保護者(延)	108回	3,840人	22回	169人	
	(臨時)1歳6か月児健康診査事後相談	1歳6か月児健康診査(個別)にてことばの遅れ等気になる児とその保護者(延)	-	-	16回	225人	
	親と子の心理相談	市内在住の未就学児とその親(延)	-	1,191組	-	521組	
	ことばの相談	市内在住の未就学児とその親(延)	-	342組	-	130組	
	発達相談	市内在住の未就学児とその親(延)	6回	60組	2回	9組	
	未熟児相談交流会	出生体重1,500g未満児とその親(延)	2回	60人	0回	0人	
	健やか育児教育事業	天竜区在住の満2か月～4か月児とその親	6回	100人	1回	8人	
指導子事訪問	こんにちは赤ちゃん訪問	市内在住の生後4か月までの児	-	5,850人	-	2,753人	
	妊産婦乳幼児訪問	保健師による継続支援が必要な親子(延)	-	15,100人	-	8,743人	
療不支費妊等治	不妊専門相談センター事業(医師面接相談)	不妊に悩む夫婦(延)	6回	12組	2回	3組	

1. 妊産婦関係

(1) 妊娠届出数・母子健康手帳交付・ハイリスク妊産婦

【表1】 妊娠届出数、個人指導数、及びハイリスク妊産婦の数

(単位:人)

	H30		R1		R2 上半期	
	数	率 (B/A)	数	率 (B/A)	数	率 (B/A)
妊娠届出数	6,008	-	5,734	-	2,627	-
母子健康手帳交付数	6,173	-	5,870	-	2,670	-
妊産婦個人指導数 (A)	6,124	-	5,815	-	2,644	-
ハイリスク妊産婦数 (B)	902	14.7%	815	14.0%	343	13.0%

*妊娠届出数とは、飛び込み分娩を含み、多胎及び産後発行は含まない数

*母子健康手帳交付数とは、多胎及び産後発行を含む数

*妊産婦個人指導数とは、多胎を含まず、産後発行を含む数

- ・ハイリスク妊産婦は、「メンタル」が174人と最も多く、次いで「養育」が114人となっている。

【表2】 ハイリスク妊産婦の内訳数とその割合

(単位:人)

	H30		R1		R2 上半期	
	数	率	数	率	数	率
ハイリスク妊産婦数	902		815		343	
若年妊婦	59	6.5%	62	7.6%	20	5.8%
飛び込み	2	0.2%	4	0.5%	5	1.5%
メンタル	344	38.1%	354	43.4%	174	50.7%
養育	414	45.9%	317	38.9%	114	33.2%
疾病	46	5.1%	52	6.4%	18	5.2%
多胎	49	5.4%	50	6.1%	25	7.3%
育児支援者がいない	197	21.8%	166	20.4%	77	22.4%
望まない妊娠	65	7.2%	59	7.2%	14	4.1%
遅れた妊娠届	64	7.1%	39	4.8%	18	5.2%
経済的困窮	80	8.9%	63	7.7%	37	10.8%
複数回の婚姻	12	1.3%	15	1.8%	4	1.2%
夫婦不和・DV	20	2.2%	18	2.2%	9	2.6%
転居・孤立	32	3.5%	18	2.2%	5	1.5%
被虐待歴あり	35	3.9%	53	6.5%	22	6.4%
虐待の既往あり	26	2.9%	29	3.6%	15	4.4%
その他	20	2.2%	12	1.5%	16	4.7%

(2) 届出数の週数

- 令和2年度上半期における浜松市の満11週までの届出割合は92%であった。

【表3】 妊娠週数ごとの届出数

(単位：人)

令和2年度上半期

	発行数合計	～満11週	12～19週	20～27週	28週以上	産後発行 (飛込みのみ)
浜松市 計	2,627	2,418	185	14	4	5
構成割合		92.0%	7.0%	0.5%	0.2%	0.2%
(全国の構成割合※)		(93.3%)	(5.1%)	(0.7%)	(0.4%)	(0.2%)

※ 平成30年度都道府県別にみた妊娠届出の妊娠週数別の状況（厚労省）

(ただし、妊娠週数不詳の者を除く)

(3) 届出数の年齢

- 令和2年度上半期における浜松市の25歳～29歳の届出割合は27%、30～34歳の届出割合は37.2%であった。
- 届出全体のうち、初産の者の割合は45.0%であった。また、初産の者のうち、25歳～29歳の割合が最も多く、37.8%であった。

【表4】 年齢ごとの届出数

(単位：人)

令和2年度上半期

	発行数合計	20歳未満	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40歳以上
浜松市 計	2,627	15	194	710	978	586	144
構成割合		0.6%	7.4%	27.0%	37.2%	22.3%	5.5%
(再掲：初産の者および 構成割合)	1,181 (45.0%)	15 1.3%	130 11.0%	447 37.8%	389 32.9%	160 13.5%	40 3.4%

(4) 満28週以降及び産後の発行状況

- 満28週以降に発行した妊婦の理由は、望まない妊娠により妊娠届けが遅れた者、海外で妊娠し日本に来日・帰国し出産する予定の者及び経済的理由であった。

【表5】 母子健康手帳の満28週以降及び産後の発行状況

(単位：人)

	H30	R1	R2 上半期
満28週以降	22	17	4
日本人	15	13	2
外国籍	7	4	2
産後発行（飛込みのみ）	2	4	5
日本人	2	4	5
外国籍	0	0	0

(5) 妊婦健康診査

- ・ 妊婦の健康管理の充実及び経済的負担の軽減を図り、安心して妊娠、出産が出来る体制を確保することを目的として実施。
- ・ 妊婦健康診査未受診の主な理由
 - ① 浜松市で受診券を発行した後に、他自治体へ転出
 - ② 受診券交付年度の次年度に受診

【表6】 妊婦健康診査の受診者数と受診率（回数・年度の別）
（単位：人）

	H30	R1	R2 上半期		
	受診率	受診率	対象者数	受診者数	受診率
初回	99.5%	99.1%	2,635	2,601	98.7%
2回目	98.4%	97.6%	2,603	2,546	97.8%
3回目	98.5%	97.0%	2,640	2,650	100.4%
4回目	99.5%	95.5%	2,637	2,753	104.4%
5回目	85.9%	84.3%	2,685	2,456	91.5%
6回目	96.5%	94.7%	2,695	2,865	106.3%
7回目	96.8%	93.7%	2,703	2,824	104.5%
8回目	95.9%	93.0%	2,711	2,788	102.8%
9回目	90.2%	87.1%	2,722	2,673	98.2%
10回目	92.0%	88.8%	2,727	2,753	101.0%
11回目	91.8%	89.1%	2,733	2,789	102.0%
12回目	83.9%	80.8%	2,736	2,507	91.6%
13回目	66.7%	64.1%	2,738	1,963	71.7%
14回目	41.8%	41.8%	2,736	1,304	47.7%
血液検査	96.0%	93.5%	2,718	2,883	106.1%
血算検査	79.5%	77.6%	2,736	2,449	89.5%
GBS検査	89.8%	88.2%	2,729	2,779	101.8%
超音波検査1	98.3%	97.5%	2,604	2,542	97.6%
超音波検査2	99.1%	95.0%	2,676	2,744	102.5%
超音波検査3	97.2%	94.9%	2,718	2,852	104.9%
超音波検査4	89.9%	87.7%	2,737	2,760	100.8%
歯科健診	44.4%	42.3%	2,728	1,241	45.5%

【表7】 多胎妊婦健康診査の受診券発行数と使用枚数・使用率
（単位：人）

	H30	R1	R2 上半期		
	使用率	使用率	発行数	使用枚数	使用率
多胎限定1	109.1%	79.6%	27	19	70.4%
多胎限定2	80.0%	60.4%	27	18	66.7%
多胎追加1	76.7%	69.8%	29	22	75.9%
多胎追加2	47.5%	56.6%	29	22	75.9%
多胎追加3	47.5%	26.9%	28	10	35.7%

(6) 新生児聴覚スクリーニング検査

- ・ 聴覚障害の早期発見・早期療育を図るため、新生児聴覚検査にかかる費用について、受診票を交付し公費助成を実施。
- ・ こんには赤ちゃん訪問時に母子健康手帳記載内容から新生児聴覚検査実施の有無や受診結果の把握をするとともに、検査未実施児について「乳児の聴覚発達チェック表」で音の出る玩具などを使い、保護者と聞こえの状態を確認し、心配がある場合には受診勧奨を行う。

【表 8】 新生児聴覚スクリーニング検査の実施結果
(単位:人)

	R2 上半期			異常なし (Pass)	要再検 (Refer)	要再検率 (Refer率)	Refer	
	対象者数	受診者数	受診率				両側	一側
全体	2,923	2,855	97.7%	2,829	26	(0.9%)	9	17
(再掲)	自動ABR			2,449	26	(1.1%)	9	17
	OAE		380	380	0	(0.0%)	0	0

※対象者数は令和2年度上半期の出生数。

※要再検者は総合判定が要再検 (Refer) であったものの数を計上。

(7) 産婦健康診査

- ・ 産後うつ予防や新生児への虐待予防等を図るため、出産後間もない時期の産婦に対する健康診査（産婦健診）について、産婦一人あたり2回（産後2週間、産後1か月）まで受診票を交付し公費助成を実施。
- ・ 問診、診察、体重・血圧測定、尿検査のほか、産後うつ病のスクリーニングとしてエジンバラ産後うつ病質問票を用いて実施。
- ・ 産婦健康診査の結果、実施機関において支援が必要と判断した場合は、①精神科専門機関を紹介、②市への支援を依頼、③実施機関（自院）で継続フォロー等、速やかに対応を行う。

【表 9】 産婦健康診査実施結果
(単位:人)

令和2年度上半期

	対象者数	受診者数	受診率	異常なし	要支援	要支援率	要支援者内訳（重複あり）		
							専門機関紹介	市へ支援依頼	自院で 継続フォロー
第1回	2,923	2,348	80.3%	2,069	277	11.8%	1 (0.4%)	164 (59.2%)	131 (47.3%)
第2回	2,923	2,741	93.8%	2,606	132	4.8%	3 (2.3%)	97 (73.5%)	32 (24.2%)

※対象者数は令和2年度上半期の出生数。

※要支援者内訳のパーセンテージは要支援者に占める割合

※令和元年度上半期の産婦健康診査第2回目の要支援者のうち市への支援依頼件数は83件(58.0%)であった。

(8) 産後ケア事業

- ・退院直後等、支援の必要な母子を対象に、心身のケアや育児のサポート等を提供し、産後の新生活を安心してスタートできるよう支援を行う。
- ・委託事業として、市内産婦人科医療機関 10 か所及び助産所 27 か所で利用可能。
- ・妊娠期から出産後までの切れ目ない支援を推進するため、令和 2 年度より子育て支援課から健康増進課へ事業移管し実施している。
- ・令和元年度から選択できるサービス内容を拡大し、利用者が大幅に増加した。

【表 1 0】産後ケア事業利用者数

(単位:人)

	H30		R1		R2 上半期	
	実人数	延人数	実人数	延人数	実人数	延人数
宿泊型	44	150	122	463	67	261
デイサービス型 (1 日)	2	4	34	42	18	25
デイサービス型 (短時間)			505	505	270	270
訪問型			110	110	81	81

【表 1 1】利用後の継続支援について

(単位:人)

令和 2 年度上半期

	実人数	要継続者数	
		要継続者数	率
宿泊型	67	44	65.7%
デイサービス型 (1 日)	18	7	38.9%
デイサービス型 (短時間)	270	19	7.0%
訪問型	81	13	16.0%

(9) はままつ女性の健康相談

- 平成 23 年 12 月 5 日から、妊娠期からの児童虐待防止を図ることを目的に予期せぬ妊娠相談窓口「妊娠 SOS」をあわせて実施。平成 28 年度から助産師による相談日を設け、メール相談も開設。さらに、平成 31 年 4 月より、助産師による不妊相談も開始した。
- 予期せぬ妊娠に関する相談件数は、43 件であった。相談経路は、「ネット・携帯サイトから相談を把握した方」「医療機関から紹介された方」が多かった。

【表 1 2】 はままつ女性の健康相談 相談延件数
(単位：件)

電話		H30	R1	R2 上半期
	相談数		235	313
	(再掲) 女性の健康相談	162(*1)	204	161
	望まない妊娠に関する相談 (妊娠 SOS)	73	109(*2)	43
メール		H30	R1	R2 上半期
	相談数		42	48
	(再掲) 女性の健康相談	12	15	19
	望まない妊娠に関する相談 (妊娠 SOS)	30	33	8

(*1) うち来所相談 1 件、(*2) うち面接相談 4 件

【表 1 3】 はままつ女性の健康相談 相談の内訳
(単位：件)

令和 2 年度上半期

	電話	メール	総計
女性の健康相談	161	19	180
思春期	4	0	4
不妊	28	12	40
妊娠	24	2	26
出産	3	0	3
育児	18	2	20
更年期	2	0	2
疾病その他	82	3	85
妊娠SOS相談	43	8	51
妊娠の可能性	14	3	17
中絶	23	1	24
妊娠継続	3	1	4
体調	0	0	0
パートナーとの関係	1	1	2
費用	1	0	1
DV・性被害	0	0	0
その他	1	2	3

- 不妊に関する相談件数が令和元年度上半期と比べて 30 件増加した。不妊の相談では、受診に関する情報提供や、不妊治療中で不安や悩みを抱える方に対して傾聴・助言を行った。
- 妊娠 SOS 相談では、「中絶」に関する相談が全体の相談の約半数を占めた。

2. 乳幼児健康診査関係

(1) 乳幼児健康診査受診率

- ・ 乳幼児の疾病等の早期発見及び適切な保健指導を図るため、委託医療機関で乳幼児健康診査を実施し、乳幼児の健全な育成を図る。
- ・ 4か月児健康診査、10か月児健康診査は医療機関に委託して個別に実施し、1歳6か月児健康診査は市の直営で集団健診として実施している。3歳児健康診査は、直営・集団で実施する区と、委託・個別で実施する区が並存している。
- ・ 令和2年度については、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から一定期間集団健診を休止し、医療機関における個別健診にて実施した。

【表14】 乳幼児健康診査の受診率（種類・年度の別）

（単位：％）

	H30		R1		R2上半期	
		(政令市平均)		(政令市平均)		(政令市平均)
4か月児健診	98.6	(93.7)	99.2	(96.4)	98.3	(-)
10か月児健診	95.1	(88.5)	97.3	(89.6)	95.3	(-)
1歳6か月児健診	99.4	(97.2)	98.5	(95.9)	81.1	(-)
3歳児健診	94.6	(95.6)	98.2	(94.1)	90.6	(-)

(2) 4か月児健康診査

【表15】 4か月児健康診査の受診者数、受診率、健診結果の内訳

（単位：人）

令和2年度上半期

	対象者数	受診者数	受診率	健診結果						
				異常なし	要観察	要精密	要治療		既医療	要支援・要指導
							精神	身体		
浜松市 計	2,766	2,719	98.3%	2,160	226	214	0	18	97	4

【表16】 4か月児精密健康診査の交付件数・受診件数

（単位：件）

令和2年度上半期

	交付件数	受診件数	精密健診結果		
			異常なし	要観察	要医療
浜松市 計	256	238	184	44	10
【再掲】 股関節脱臼	189	182	161	19	2

(3) 10か月児健康診査

【表17】 10か月児健康診査の受診者数、受診率、健診結果の内訳

(単位：人)

令和2年度上半期

	対象者数	受診者数	受診率	健診結果						
				異常なし	要観察	要精密	要治療		既医療	要支援・ 要指導
							精神	身体		
浜松市 計	2,911	2,774	95.3%	2,324	272	69	0	12	92	5

【表18】 10か月精密検査の交付件数・受診件数

(単位：件)

令和2年度上半期

	交付件数	受診件数	精密健診結果		
			異常なし	要観察	要医療
浜松市 計	80	83	22	46	15

(4) 1歳6か月児健康診査

【表19】 1歳6か月児健康診査（一般健診）の受診者数、受診率、健診結果

(単位：人)

令和2年度上半期

	対象者数	受診者数	受診率	健診結果				
				異常なし	要観察	要精密	要治療	既医療
浜松市 計	3,155	2,559	81.1%	1,686	723	65	13	72
中区	917	753	82.1%	505	195	22	6	25
東区	604	476	78.8%	334	117	12	3	10
西区	388	300	77.3%	191	100	1	0	8
南区	441	337	76.4%	212	102	15	1	7
北区	336	289	86.0%	165	107	5	2	10
浜北区	413	352	85.2%	243	91	8	0	10
天竜区	56	52	92.9%	36	11	2	1	2
個別	2,644	2,113	79.9%	1,294	688	54	9	68
集団	511	446	87.3%	392	35	11	4	4

【参考】 1歳6か月児健康診査（一般健診）の健診結果比較

(単位：人)

	対象者数	受診者数	受診率	健診結果				
				異常なし	要観察	要精密	要治療	既医療
令和2年度 上半期	3,155	2,559	81.1%	1,686	723	65	13	72
			比率	65.9%	28.3%	2.5%	0.5%	2.8%
令和元年度	6,343	6,245	98.5%	5,595	320	132	36	162
			比率	89.6%	5.1%	2.1%	0.6%	2.6%

【表20】 1歳6か月児健康診査（歯科健診）の受診者数、受診率、健診結果
 （単位：人） 令和2年度上半期

	対象者数	受診者数	受診率	歯科健診の結果		
				むし歯なし	むし歯あり	1人平均むし歯本数
浜松市 計	3,155	2,138	67.8%	2,117	19	0.02本
中区	917	634	69.1%	627	7	0.02本
東区	604	403	66.7%	397	6	0.03本
西区	388	268	69.1%	266	1	0.00本
南区	441	295	66.9%	292	2	0.02本
北区	336	208	61.9%	206	2	0.01本
浜北区	413	284	68.8%	283	1	0.01本
天竜区	56	46	82.1%	46	0	0.00本
個別	2,644	1,693	64.0%	1,676	15	0.02本
集団	511	445	87.1%	441	4	0.02本

【表21】 1歳6か月児精密健康診査の交付件数・受診件数
 （単位：件） 令和2年度上半期

	交付件数	受診件数	精密健診結果		
			異常なし	要観察	要医療
浜松市 計	97	77	24	43	10

(5) 3歳児健康診査

- ・ 中区、東区、西区、南区、北区において、一般健診は個別健診。歯科は集団健診。
浜北区、天竜区においては、一般、歯科ともに集団健診。

【表22】 3歳児健康診査(一般健診)の受診者数、受診率、健診結果の内訳

(単位：人)

令和2年度上半期

	対象者数	受診者数	受診率	健診結果					
				異常なし	要観察	要精密	要治療	既医療	要支援・要指導
浜松市 計	3,237	2,934	90.6%	2,065	317	311	23	162	56
中区	945	920	97.4%	618	92	125	8	52	25
東区	620	534	86.1%	383	65	45	3	34	4
西区	413	384	93.0%	290	31	41	3	16	3
南区	395	395	100.0%	261	60	32	0	27	15
北区	332	379	114.2%	278	34	40	4	17	6
浜北区	467	261	55.9%	191	29	22	3	13	3
天竜区	65	61	93.8%	44	6	6	2	3	0
個別	3,195	2,894	90.6%	2,034	314	308	18	161	56
集団	42	40	95.2%	31	3	3	5	1	0

【表23】 3歳児精密健康診査の交付件数・受診件数

(単位：件)

令和2年度上半期

	交付件数	受診件数	精密健診結果		
			異常なし	要観察	要医療
浜松市 計	391	337	136	132	69

【表24】 3歳児健康診査(歯科健診)の受診者数、受診率、健診結果の内訳

(単位：人)

令和2年度上半期

	対象者数	受診者数	受診率	歯科健診の結果			
				むし歯なし	むし歯あり	1人平均むし歯本数	不正咬合
浜松市 計	3,237	1,561	48.2%	1,319	238	0.57本	313
中区	945	431	45.6%	365	63	0.50本	96
東区	620	260	41.9%	216	44	0.71本	45
西区	413	226	54.7%	188	38	0.63本	57
南区	395	209	52.9%	176	32	0.57本	34
北区	332	134	40.4%	112	22	0.68本	23
浜北区	467	246	52.7%	217	29	0.36本	54
天竜区	65	55	84.6%	45	10	0.84本	4

(6) 3歳児健康診査における診察所見の内訳（主に発達に関する内容を抜粋）

【表25】 3歳児健康診査における有所見者の診察所見

（単位：人）

		R1		R2上半期	
			率		率
言語 発達	言語の遅れ	205	3.2%	122	4.2%
	発音	103	1.6%	57	1.9%
	吃音	18	0.3%	8	0.3%
	その他	47	0.7%	30	1.0%
情緒 行動 発達	視線のあいにくさ	51	0.8%	35	1.2%
	対人関係	127	2.0%	69	2.4%
	チック	3	0.0%	5	0.2%
	多動	144	2.2%	91	3.1%
	その他	97	1.5%	61	2.1%
生活	睡眠の異常	17	0.3%	9	0.3%
	食習慣の問題	26	0.4%	22	0.7%
	生活習慣の問題	27	0.4%	28	1.0%
	その他	22	0.3%	20	0.7%
子育て	養育者の健康問題	13	0.2%	12	0.4%
	養育不安	47	0.7%	24	0.8%
	その他	22	0.3%	19	0.6%

(7) 乳幼児健康診査における保護者の状況

【表26】 健やか親子21指標の全国共通問診項目（一部抜粋）（複数回答）

（単位：件）

令和2年度上半期

	4か月児	1歳6か月児	3歳児
しつけのしすぎ	8	47	68
感情的に叩く	7	88	153
乳幼児だけを残して外出	19	5	10
長時間食事を与えない	3	0	2
感情的な言葉で怒鳴る	59	470	940
口をふさぐ	3	8	
激しく揺さぶる	3	1	

（単位：人）

（参考） 受診者数	2,719	2,559	2,934
-----------	-------	-------	-------

【表27】 表26の項目に1つでも該当すると答えた親の割合

（単位：％）

	H30	R1	R2 上半期	※全国
4か月児	4.1	3.8	3.4	8.1
1歳6か月児	21.3	19.5	22.6	18.9
3歳児	40.3	36.1	36.5	36.8

※H30年度全国調査結果

3. 訪問指導

(1) こんにちは赤ちゃん訪問

- ・ こんにちは赤ちゃん訪問は 100%の実施を目指している。
- ・ 訪問未実施の理由
 - ① 訪問拒否（第2子なので、育児経験がある、新型コロナウイルス感染症への不安や心配等）
 - ② 外国人で、電話しても訪問しても不在
 - ③ 未熟児や疾病等にて長期入院のため、生後4か月を経過してしまう。
(退院後、乳幼児訪問として地区担当保健師が訪問を実施している。)
- ・ 令和2年度上半期の継続支援者は 21%であった。継続支援者が増えた理由として、親子すこやか相談の実施を見合わせていた影響もあり、助産師2回目訪問が増えたこと、産科医療機関からの継続支援依頼が増えたこと等があげられる。

【表28】 出生数及びこんにちは赤ちゃん訪問実人数

(単位：人)

	H30		R1		R2上半期	
		実施率		実施率		実施率
出生数	6,149	-	5,742	-	2,923	-
訪問数（こんにちは赤ちゃん）	6,088	99.0%	5,703	99.3%	2,753	94.2%
助産師	4,402	-	4,110	-	1,988	-
保健師	1,686	-	1,593	-	765	-
継続支援者数	1,235	-	1,093	-	577	-
継続支援者割合率	20.3%		19.2%		21.0%	

※出生数は令和2年度上半期内に出生した者、訪問数は令和2年度上半期内に訪問した者を報告。

(2) 妊産婦乳幼児訪問

【表29】 妊産婦乳幼児訪問延人数

(単位：人)

	H30	R1	R2上半期
訪問数（妊産婦乳幼児）	15,066	14,322	8,743
妊産婦	2,923	2,903	1,605
母性・父性	2,946	2,708	1,949
乳幼児	8,976	8,437	5,008
思春期	188	253	170
心身障害児	33	21	11

- ・ 訪問件数が令和元年度の上半期実績（7,421件）より増加。増加した理由として親子すこやか相談の実施見合わせ期間の影響や産婦健康診査後の市へ依頼件数が増加したことにより、家庭訪問で個別対応する件数が増えた。

4. 予防接種関係

子どもを対象とする予防接種を実施することにより、感染症の発生及びまん延を防止し、公衆衛生の向上及び増進に寄与する。

(1) 定期予防接種及び任意予防接種

【表30】 定期予防接種 接種率
(単位：%)

	H30	R1	R2上半期
ヒブ	97.6	92.5	50.3
小児用肺炎球菌	97.5	93.0	50.1
B型肝炎	97.6	93.1	50.0
4種混合	98.9	96.9	50.5
ジフテリア・破傷風混合第2期	82.8	83.0	51.4
B C G	99.3	95.1	49.5
麻しん・風しん混合第1期	96.6	97.0	47.5
麻しん・風しん混合第2期	96.1	96.2	66.0
水痘	96.1	96.7	49.3
日本脳炎第1期	123.8	112.6	63.5
日本脳炎第2期	91.8	84.5	54.6
子宮頸がん予防	0.1	0.6	2.3

※接種率の対象者数は、各年度の標準接種年齢を基準とする。

※日本脳炎は、特例対象者の接種を含まない。

※子宮頸がん予防は平成25年6月14日から積極的勧奨の差し控えがなされている。

(2) 子宮頸がん予防の取り組み

① 思春期教室（希望のあった中学の2年生対象に実施。）

- ・テキストに、子宮頸がんの原因、がん検診の必要性、予防の大切さを記載。
(テキストは浜松市内の全ての中学2年生に配布。配布数約8,160部)。

② 未来のパパママ講座

- ・講義やリーフレットで、がん検診の必要性を説明し、20歳からの受診を勧奨。

③ 子宮頸がん検診

- ・20歳の女性の方に対して、子宮頸がん検診無料クーポン券を3,669人に送付。
(子宮頸がん検診受診の必要性について記載したがん検診手帳を同封。)
- ・検診未受診者には、年度の途中で受診勧奨通知を送付し、休日検診を実施。

④ HPVワクチンリーフレットの送付

- ・対象者に対する個別通知

対象者	対象人数	配布物	方法	発送日
高校1年生 (女子)	3,600人	厚労省作成リーフレット ※接種を検討している子どもとその保護者向け	封書での 郵送	令和2年 7月22日
中学3年生 (女子)	3,600人			令和2年 8月3日
小学6年生 (女子)	3,700人			

- ・接種状況

年度	対象者 (人) ①	接種人数 (人)				接種率 (%) ②/①
		1回目	2回目	3回目②	延人数	
平成29年度	3,710	35	27	19	81	0.5
平成30年度	3,557	70	53	40	163	1.1
令和元年度	3,524	251	171	120	542	3.4

- ・令和2年度実績 (4月～11月接種分)

年度	接種人数 (人)			
	1回目	2回目	3回目	延人数
令和2年度	823	684	139	1,646

- ・令和2年10月のリーフレット改訂に伴い、中学1年生・2年生、小学6年生の女子に対して改訂版リーフレットを送付予定。(令和3年3月送付予定、約11,100通)

⑤ 浜松市がん検診受診キャンペーン

- ・子宮頸がん検診を含めたがん検診について、市窓口、市内の薬局や市内の大学にて啓発物を配布。

【表31】 子宮頸がん検診 受診率 (20～39歳)

(単位:%)

	H30	R1	R2上半期
受診率	11.8	12.5	6.4

5. 医療費助成関係

(1) 未熟児養育医療費

- ・ 出生時体重が 2,000 g 以下または生活力が特に薄弱な子どもの入院医療費を助成。

【表 3 2】 未熟児養育医療 承認延件数

(単位:件)

	H30	R1	R2上半期
承認数	158	171	68

(2) 自立支援医療費（育成医療）

- ・ 身体に障がいのある児童に対し、生活能力を得るために必要な医療を給付するため、医療費の一部を助成。子ども医療費助成制度において自己負担金の払い戻しが受けられる（令和元年 10 月より高校生世代まで対象が拡大）。

【表 3 3】 自立支援医療（育成医療） 承認延件数

(単位:件)

	H30	R1	R2上半期
承認数	234	193	72

(3) 小児慢性特定疾病医療費

- ・ 慢性疾患に罹っていることにより長期にわたり療養を必要とする児童等の健全な育成を図るため、厚生労働大臣が定めた疾患に罹った場合、医療費の一部を助成。子ども医療費助成制度において自己負担金の払い戻しが受けられる（令和元年 10 月より高校生世代まで対象が拡大）。
- ・ 平成 27 年 1 月から児童福祉法の改正に伴い、対象疾病の拡大及び医療費助成対象者の自己負担等が見直された。

【表 3 4】 小児慢性特定疾病医療 承認延件数

(単位:件)

	H30	R1	R2上半期
新規承認数	146	130	61
継続承認数	670	684	785

※令和 2 年度は新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた国の制度改正により、有効期間を 1 年自動延長した。

(4) 不妊に悩む方への特定治療支援事業

- ・ 特定不妊治療（体外受精、顕微授精）に要した費用の一部を補助。
- ・ 平成 21 年度から、市単独助成（所得制限撤廃、上乘せ 5 万円補助）を開始。
- ・ 平成 28 年度から通算助成回数を変更し、妻の対象年齢を制限。
- ・ 平成 31 年度から男性不妊治療拡充のため、初回助成額を 15 万から 30 万に改正。

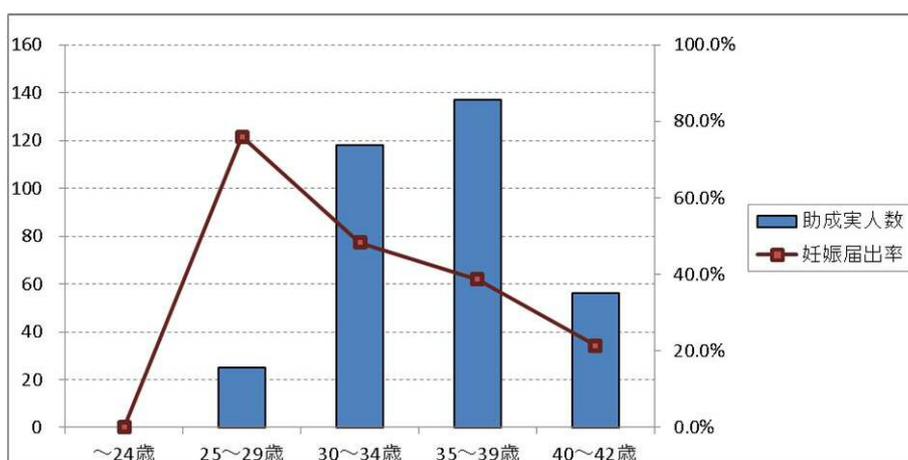
【表 3 5】 不妊に悩む方への特定治療支援事業 助成延件数
(単位:件)

	H30	R1	R2上半期
補助金助成件数	1,129	1,240	397

【表 3 6】 令和 2 年度上半期 特定不妊治療費助成者に対する妊娠届出者数
(単位:人)

年齢	助成実人数 A	妊娠届出者数 B	助成人数あたり 妊娠届出率 B/A
合計	336	141	41.96%
～24歳	0	0	0.00%
25～29歳	25	19	76.00%
30～34歳	118	57	48.31%
35～39歳	137	53	38.69%
40～42歳	56	12	21.43%

年齢別助成人数及び妊娠届出率



(5) 一般不妊治療支援事業

- ・ 人工授精に要した費用の一部を補助。平成 26 年度から助成を開始。
- ・ 1 夫婦に対し 6 万 3 千円を上限に、自己負担額の 10 分の 7 以内の額を助成。

【表 3 7】 一般不妊治療費支援事業 助成延件数

(単位:件)

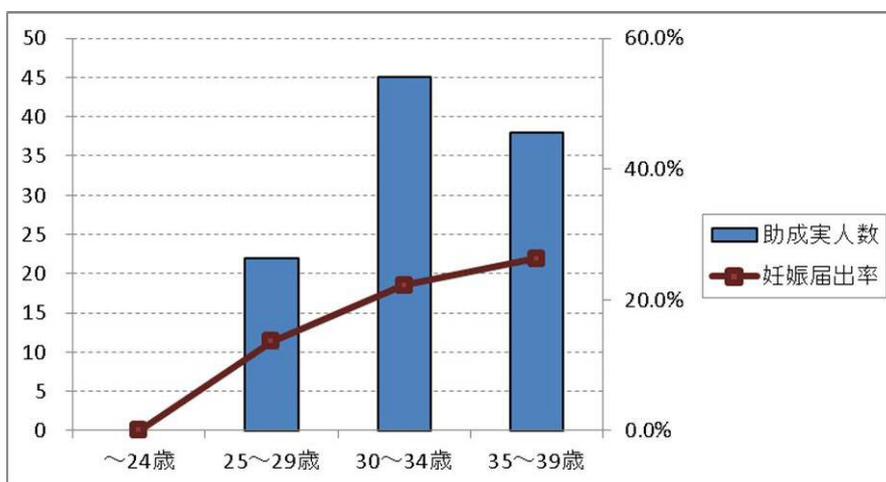
	H30	R1	R2 上半期
補助金助成件数	296	339	111

【表 3 8】 令和 2 年度上半期 一般不妊治療費助成者に対する妊娠届出者数

(単位:人)

年齢	助成実人数 A	妊娠届出者数 B	助成人数あたり 妊娠届出率 B/A
合計	105	23	21.90%
～24歳	0	0	0.00%
25～29歳	22	3	13.64%
30～34歳	45	10	22.22%
35～39歳	38	10	26.32%

年齢別助成人数及び妊娠届出率



(6) 不育症治療支援事業

- ・ 不育症治療（助成対象の検査・治療のみ。医療保険適用外のみ）に要した費用の一部を補助。平成 29 年度から、助成を開始。
- ・ 1 夫婦に対し 24 万 5 千円を上限に、自己負担額の 10 の 7 以内の額を助成。

【表 3 9】 不育症治療支援事業 助成延件数

(単位:件)

	H30	R1	R2 上半期
補助金助成件数	11	15	6

Ⅱ 令和2年度上半期 浜松市児童福祉事業 事業実績報告

1. 子育て支援ひろば事業

妊婦や概ね3歳未満の乳幼児とその保護者が気軽に立ち寄ることができる場を提供し、育児相談・発達に応じた遊びの紹介等を行い、安心して子育てができる環境を整備することで、地域の子育て支援の充実を図る。

委託事業として概ね週4～7日、市内の保育所等で開催し、地域の実情に応じて加算事業^{※1}を実施している。

- ・新型コロナウイルス感染拡大防止のため、4～5月に52日間、7～8月に12日間休止し、利用者からの電話相談を行った。
- ・上記期間以外は、利用前の体調確認、入室組数の制限等の感染症対策を行った上で実施している。

【表40】 子育て支援ひろばの実施状況

		H30	R1	R2 上半期
会場数		25 か所	25 か所	25 か所
参加人数 (延)	0歳児	33,400人	29,110人	7,629人
	1歳児	39,997人	36,213人	8,704人
	2歳児	23,723人	21,773人	6,502人
	3歳児	8,270人	6,798人	1,320人
	3歳児以上	2,955人	3,463人	838人
	小学生	2,009人	1,991人	106人
	妊婦 ^{※2}	510人	243人	107人
	保護者	95,246人	86,250人	21,906人
	計	206,110人	185,841人	47,112人
1回の平均参加組数		16.3組	15.6組	11.0組

※1 【加算事業】(プラスサポート)

地域の実情や利用者のニーズに応じて、よりきめ細やかな支援として実施する。

- ・出張ひろば…子育て支援ひろばを常設できない地域に、親子が集う場を週1回開設する。
- ・妊婦支援…助産師による相談や先輩ママとの交流を通し、出産や育児の不安を和らげる。
- ・発達支援…子どもの発達について専門知識を有するものが相談に応じる。
- ・孫育て支援…祖父母を対象に孫や子育て中の親とのかかわり方の講座を行う。
- ・親支援…就学前の幼児のいる保護者を対象に講座や相談に応じる。
- ・外国人支援…通訳を介しての相談や地域の親子との交流を促す。
- ・長期休暇支援…園や学校の長期休暇時に小学生までの親子がひろば利用できる。

※2 妊婦(初妊婦及び経産婦)

平成29年度は、初妊婦のみ計上。平成30年度より、経産婦を含めた計上となっている。

2. はまずくヘルパー利用事業

妊娠中又は出産後1年未満の時期にあつて身近に相談できる者がなく、家事や育児を行うことが困難である者に対して、家事又は育児相談を行う育児支援ヘルパーを当該家庭に派遣し、「相談しやすい話し相手」としての相談支援を行うことにより、家庭や地域での孤立感の解消とともに家事又は育児負担の軽減を図る。

- ・申請時やサービス利用時に相談支援を行い、育児の不安感や日常の家事における困りごと等の軽減することに努めている。
- ・必要に応じて地区の担当保健師と情報共有しながら、適切なタイミングで必要な支援ができるように関係機関と連携を図っている。
- ・事業の利用者の要望に寄り添ったサービスを提供することで、利用回数の向上や第2子以降の再申請など、リピーターの増加につながっている。

【表41】 新規登録者数、申請時期 (単位：人)

		H30	R1	R2 上半期
新規登録者数		261	288	138
多胎、未熟児養育医療対象 児を養育している場合		17	22	11
申請時期	妊娠中	178	192	100
	出産後	83	96	38

【表42】 利用者数 (単位：人)

	H30	R1	R2 上半期
利用者数	157	173	79

3. 養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭に対し、保健師・看護師・保育士等がその居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行い、当該家庭の適切な養育の実施を確保することを目的とする。専門的相談支援を行う養育支援訪問員と家事・育児の援助を行う養育支援ヘルパーがある。

・養育支援が必要な家庭に対して、養育環境の改善、養育者の育児不安の解消及び養育技術の提供の充実を図ることができた。また、養育支援訪問員の資質向上のため事例検討研修を実施した。今後も、支援が必要な家庭を早期に把握し、効果的な訪問指導を実施していく。

【表 4 3】 養育支援訪問員による訪問件数 (単位：件)

	H30	R1	R2 上半期
訪問件数(実)	46	44	46
訪問回数(延)	626 回	502 回	411 回

【表 4 4】 養育支援訪問員による支援対象区分※ (単位：件)

	H30	R1	R2 上半期
特定妊婦	2	4	5
要支援児童	20	18	28
要保護児童	24	22	13
計	46	44	46

【表 4 5】 養育支援ヘルパーによる訪問件数 (単位：件)

	H30	R1	R2 上半期
訪問件数(実)	3	6	5
訪問回数(延)	18 回	66 回	34 回

【表 4 6】 養育支援ヘルパーによる支援対象区分※ (単位：件)

	H30	R1	R2 上半期
特定妊婦	0	0	0
要支援児童	0	0	2
要保護児童	3	6	3
計	3	6	5

※支援対象区分（児童福祉法第6条3項に基づく）

特定妊婦…出産後の養育について出生前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦

要支援児童…乳児家庭全戸訪問事業の実施その他により把握した保護者の養育を支援することが特に必要認められる児童

要保護児童…保護者のない児童又は保護者に監護させることが不相当であると認められる児童

4. 発達支援広場事業（たんぽぽ広場）

1歳6か月児健康診査等で言葉の遅れや対人面の問題があり、発達障がい疑われる幼児に早期療育的アプローチを行うとともに、保護者に対し幼児にとって適切な働きかけができるよう支援する。

委託事業として概ね週1回、センター型7会場、施設型3会場で実施している。

センター型は、親子が通所しやすい各区の保健センターや区役所等の会場にて母子愛着の形成、集団生活への適応などを促すプログラムを実施する。

施設型は、発達の課題に応じた対応に考慮しながら、参加児やその保護者が就園に向けた生活の準備ができるよう、生活習慣の習得や集団生活への適応などを促すプログラムを実施する。

- ・令和2年度上半期は、新型コロナウイルス感染拡大の影響で、4～5月の2ヶ月間、個別相談のみを実施した。また、6月の再開後も感染症対策のため、少人数で実施している。
- ・1歳6か月児健康診査の休止・実施方法変更を受け、参加待機者が増加傾向であるが、引き続き、親子の不安に丁寧に寄り添い、次の支援機関へつなげられるよう努めている。

【表47】 センター型の参加状況 (単位:人)

	H30	R1	R2 上半期
参加児数(実)	493	423	209
参加児数(延)	4,754	4,060	954

【表48】 施設型の参加状況 (単位:人)

	H30	R1	R2 上半期
参加児数(実)	218	238	129
参加児数(延)	4,197	3,562	1,632

5. 発達障害者支援センター運営事業（発達相談支援センター「ルピロ」）

電話相談、来所相談などにより、発達障がい児（者）及びその疑いがある児（者）とその家族等に対し、適切な情報提供や関係機関の紹介を実施するとともに、関係機関との連携を随時行い、対象者への支援を図っている。

また、発達障害に関する講演会、研修会等で啓発を図るとともに、関係機関に対し技術支援を行う等、総合的な支援を行っている。

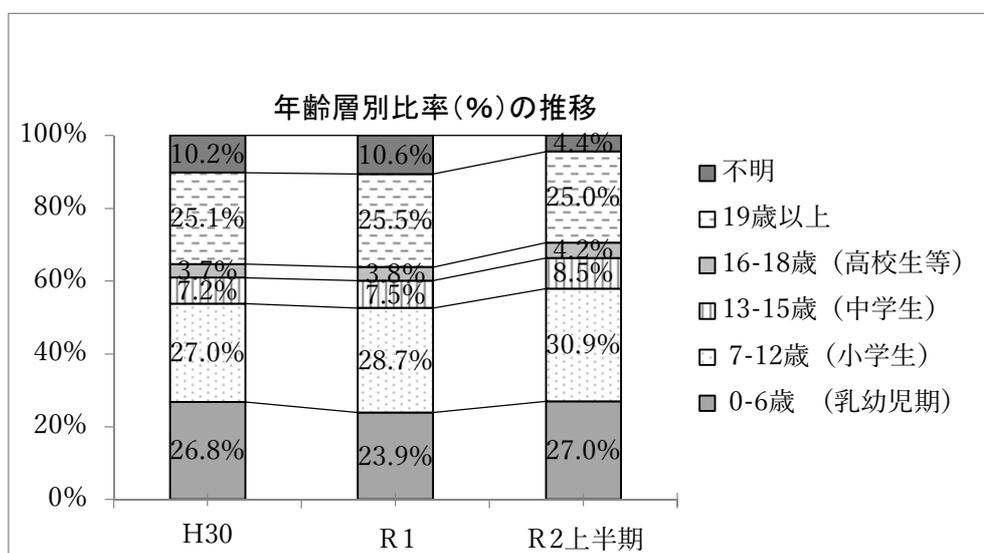
- ・令和2年度上半期の実績としては、新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言で一斉休校やテレワーク対応となったことの影響があり、来所による相談数は減少している。園や学校との連携により支援依頼は増加しており、間接的な支援を行う機会が増えている状況である。

【表49】 相談件数（延件数） （単位：件）

	H30	R1	R2 上半期
相談件数(延)	5,214	5,475	2,102

【表50】 相談者の年齢構成（実人数） （単位：人・％）

	H30		R1		R2 上半期	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合
0-6歳（乳幼児期）	382	26.8	360	23.9	191	27.0
（0-3歳（乳幼児前期））	(111)	(7.8)	(88)	(5.8)	41	5.8
（4-6歳（乳幼児後期））	(271)	(19.0)	(272)	(18.1)	150	21.2
7-12歳（小学生）	384	27.0	431	28.7	219	30.9
13-15歳（中学生）	102	7.2	112	7.5	60	8.5
16-18歳（高校生等）	53	3.7	57	3.8	30	4.2
19歳以上	358	25.1	384	25.5	177	25.0
8. 不明	145	10.2	159	10.6	31	4.4
計	1,424	100	1,503	100	708	100



Ⅲ 新型コロナウイルス感染拡大防止対策における母子保健事業の対応状況

令和2年度においては、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、3密を避けられない母子保健事業を一時休止し、感染症対策を講じたうえで下記のとおり実施した。

事業名		実施方法	休止期間	対応状況
妊産婦乳幼児健康診査事業	委託健診（妊婦、産婦、4か月児健診等）	委託医療機関 個別実施	—	受診期間を特例延長し、コロナの影響による未受診者対策を実施。
	集団健診（1歳6か月児）	集団実施	4-8月	受付時間の分散化や会場設営を見直し実施。 （天竜区7月再開）
	集団健診（3歳児：浜北・天竜区）		4-10月	受付時間の分散化や会場設営見直し、対象者数削減し実施。 （天竜区7月再開）
	集団健診（3歳児：歯科健診※浜北・天竜区以外）	集団→個別	R2年度	浜北区・天竜区を除く5区については、委託医療機関における個別健診にて実施。
	新型コロナウイルス妊産婦総合対策事業	個別実施	（新規）	不安を抱える妊婦に対するPCR検査及び陽性者への寄り添い支援を実施。
妊娠期健康講座事業	はじめてのパパママレッスン	参加者特定 集団実施	3-6月	会場設営の変更、対象者数の削減し開催。
	未来のパパママ講座			3密を避けた集団実施及びオンライン対応。
思春期衛生教育事業	思春期教室	参加者特定 集団実施	R2年度	令和3年度実施方法調整中。
	依頼の衛生教育		4-6月	3密を避けた集団実施及びオンライン対応。
母子相談事業	母子健康手帳交付	随時対応	—	妊娠届出者へ布マスクの配布を実施。
	親子すこやか相談	予約制 個別実施	3-6月	乳児に限定し週1回より再開。10月より乳幼児週2回へ拡充、11月よりオンライン予約受付を開始。
	女性の健康相談（妊娠SOS）	電話・メール	—	継続実施
	1歳6か月児健康診査事後指導教室	参加者特定 集団実施	3-6月	実施内容変更・対象者数削減し3密を避けて開催。
	1歳6か月児健康診査事後相談	参加者特定 集団実施	（新規）	1歳6か月児健康診査（個別）にて支援が必要と判断された母子を対象として、3密を避けて実施。
	心理相談・ことばの相談	参加者特定 個別面談	—	換気・物品消毒等感染対策を徹底し継続実施。
	発達相談	参加者特定 来所者少数	—	換気・物品消毒等感染対策を徹底し継続実施。
	未熟児医療と育児の相談交流会	参加者特定 集団実施	5月	個別相談・オンライン併用開催。
	健やか育児教育事業	参加者特定	3-6月	3密を避け感染対策を講じたうえで集団実施。
	産後ケア事業	委託医療機関 個別実施	—	委託医療機関へ衛生物品の配布を実施。
母子訪問指導事業	こんにちは赤ちゃん訪問	個別訪問	—	手指消毒等感染対策を講じて継続実施。
	妊産婦乳幼児訪問	個別訪問		
母子医療費等支援事業	不妊専門相談センター事業（医師面談）	参加者特定 来所者少数	—	消毒・衝立設置・オンライン対応等により継続実施。

IV 令和3年度 母子保健事業の取り組み

1. 啓発チラシの配布について（乳幼児健康診査事業）

（1）趣旨

子育て世代包括支援センターを周知し、切れ目のない支援の一助とするため、委託医療機関にて行う個別健康診査時において新たにチラシ配布を行う。

（2）内容

委託医療機関で実施するする4か月・10か月・3歳児健診時に、保護者に対し子育て等の相談先として子育て世代包括支援センターの連絡先と年齢に応じた育児ポイントを掲載したチラシを配布する。

2. 多胎ピアサポート事業の新規実施について（母子相談事業）

（1）趣旨

孤立しやすい多胎妊婦及び多胎家庭を支援するため、多胎児の育児経験者家族による教室や相談支援事業を新規実施する。

（2）内容

- ・多胎プレパママ教室の開催
- ・家庭訪問による相談支援の実施

3. 産後ケア事業の拡充について（母子相談事業）

（1）趣旨

母子保健法の一部改正が令和3年4月1日より施行され、出産後も安心して子育てができる支援体制の一層の強化を図るため、産後ケア事業についてより一層の充実を図る。

（2）内容

- ・宿泊型、デイ1日型の公費負担額の増額
- ・対象者に県外等からの里帰り出産者を追加
- ・対象時期を出産後4か月未満から出産後1年へ拡充
- ・閉庁時や変更申請等の実施施設における緊急利用対応を拡大

4. 特定不妊治療費助成制度の拡充について（母子医療費等支援事業）

（1）趣旨

国の制度変更に伴い、当市助成制度についても拡充を図る。（厚労省令和2年度第3次補正予算に基づく制度改正）

（2）内容

	変更前	変更後
対象者	婚姻している夫婦	事実婚含む
助成回数	通算6回まで	子ども1人につき6回まで
助成額	1回15万円（初回のみ30万） 安価治療は75千円 （※浜松市独自2回目5万円上乘せ）	1回30万円 安価治療は10万円
所得制限	夫婦合算所得730万円未満 （※浜松市独自撤廃）	所得制限撤廃

V 家庭における子どもに対する受動喫煙の実態調査結果について

1 目的

改正健康増進法が令和2年4月1日に全面施行され、多くの人々が利用する施設では原則屋内禁煙となり、特に受動喫煙による健康被害が大きい子どもに配慮することとなっている。そこで、家庭における子どもの受動喫煙防止に向けて、妊娠届出時に、妊婦やパートナー等の喫煙状況や、受動喫煙の害、サードハンドスモーク、加熱式たばこの害の認知度等の実態を把握し、実態に基づいた効果的な受動喫煙対策を行う。

2 調査方法：妊娠届出時にアンケートを実施

3 調査期間：令和2年6月8日（月）～9月11日（金）

4 回答者：妊娠届出者 1, 234人

5 質問項目

項目	内容
1 妊婦の家族形態	パートナー・子ども・実父・実母・義父・義母・その他
2 家庭内での喫煙者	同居家族の喫煙者の続柄、来訪者の喫煙者の続柄、 妊娠を機会にたばこをやめた者の続柄
3 妊婦の認知度	受動喫煙（二次喫煙）、サードハンドスモーク（三次喫煙）、加熱式たばこの害、 子ども（胎児）への健康被害について
4 喫煙者の喫煙状況	たばこの種類（紙巻きたばこ、加熱式たばこ、その他） 喫煙場所（玄関口、ベランダ、車の中、リビング、キッチン） 妊婦（子ども）の前での喫煙の有無と頻度
5 妊婦の受動喫煙に対する考え	喫煙している妊婦自身、喫煙しているパートナー、家族等について
6 妊婦の禁煙に対する思い	自由筆記

6 結果

【家庭内での喫煙状況】

- ・家庭内での喫煙者の割合は、同居家族、来訪者（家庭を訪れる人）を含めると580人（47%）で、核家族より複合家族で喫煙者の割合が高かった。
- ・喫煙場所は、キッチンが237人（31.7%）と最も多く、次いで玄関口、ベランダが多かった。
- ・加熱式たばこの喫煙（紙巻たばこ併用含）率は、妊婦やパートナーで約50%であった。

【受動喫煙の状況】

- ・喫煙者のいる家庭のうち、妊婦や子どもの前で喫煙する家庭の割合は、120人（16%）であった。

【受動喫煙等に関する妊婦の認知度】

- ・喫煙の有無に関わらず、「受動喫煙」「加熱式たばこの害」「子ども（胎児）への害」についての認知度は80%以上であったのに対し、サードハンドスモークの認知度は177人（14.3%）と低かった。

7 今後の取組み

妊婦や子どもの家族等が、サードハンドスモークや、若い世代で使用の多い加熱式たばこの害等を正しく理解し、受動喫煙防止のための適切な行動がとれるよう、より一層啓発するとともに、妊婦やパートナーだけでなく、妊婦の父母の世代に対しても啓発していく必要がある。

調査結果の実態を踏まえ、子どもの受動喫煙防止に向けた正しい知識を普及するため、対象者に合わせたリーフレットを作成し、妊娠届出時や乳幼児健診等の母子保健事業において家族等に周知するとともに、妊婦の父母世代を含めた一般市民に対し広く周知啓発していく。

【別添 1】

「成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対して必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律」（成育基本法）

2018年12月公布 2019年12月施行

1. 成育とは

生殖・妊娠期 ⇒ 胎児期 ⇒ 新生児期 ⇒ 乳幼児期 ⇒ 学童・思春期 ⇒ 性成熟期 ⇒ 生殖・妊娠期へと循環する「次世代育成サイクル」

2. 制定の背景

母子保健法や児童福祉法、学校保健法をはじめ、妊産婦や子どもの成長を支えるさまざまな法制度が既に存在するものの、必ずしも諸制度間で有機的な連携が図られていないのではなか、という問題提起が以前からなされてきた。このような中、子どもたちの健やかな成育を確保するためには、諸制度間の連携を促進し、成育過程を通じた切れ目ない支援を提供するべく医療、保健、教育、福祉等のサービス等を総合的に推進すべきであるという基本理念のもとに制定された。

3. 目的

次代の社会を担う成育過程にある者の個人としての尊厳が重んぜられ、その心身の健やかな成育が確保されることが重要な課題となっていること等に鑑み、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、成育医療等の提供に関する施策に関し、基本理念を定め、国、地方公共団体、保護者及び医療関係者等の責務等を明らかにし、並びに成育医療等基本方針の策定について定めるとともに、成育医療等の提供に関する施策の基本となる事項を定めることにより、成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策を総合的に推進する。

4. 基本理念

- ・成育過程にある者の心身の健やかな成育が図られることを保障される権利を尊重
- ・急速な少子化の進展、多様化、高度化する成育過程にある者等の需要に的確に対応した成育医療等が切れ目ない提供
- ・居住地にかかわらず科学的知見に基づく適切な成育医療等の提供
- ・成育過程にある者等に対し情報の適切な提供、社会的経済的状況にかかわらず安心して子どもを生み、育てることができる環境の整備

5. 成育医療等基本方針

成育過程にある者等に対して必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策を総合的に推進するために、成育医療等の提供に関する施策の基本となる事項を定めるもの。

都道府県は、医療計画その他政令で定める計画を作成するに当たっては、成育医療等の提供が確保されるよう適切な配慮をするよう努めるものとする。

6. 基本的施策

保護者や妊産婦の社会からの孤立を防ぐため、健診や相談支援を通じて虐待の発生予防や早期発見の促進、科学的知見に基づく愛着形成に関する知識や食育を含めた心身の健康に関する教育の普及啓発、予防接種や健診に関する記録のデータベース整備、子どもが死亡した場合における死因を検証する体制づくり等。

7. 今後について

浜松市の成育過程にある者に対する様々なプラン(健康はままつ21(健康増進計画)や子ども・若者支援プラン、浜松市食育推進計画、浜松市歯科口腔保健推進計画等)において成育医療等基本方針を念頭におき、成育医療等の提供の確保に努める。

【別添2】



産科・精神科・行政等の連携について



1. 目的

産科・精神科・行政等の連携を強化し、メンタルヘルス不調の妊産婦に対し、他機関、多職種で切れ目ない支援を行う。

2. 背景

- ・産婦健康診査でEPDSを実施し、高得点等メンタルヘルス不調の母親を精神科受診に繋げるのが困難。
- ・メンタルヘルス不調の妊産婦への対応について、各関係機関や職種において平準化されていない。
- ・児童虐待死亡事例検証報告の中で、精神科医療機関と行政における情報共有など更なる連携が求められている。
- ・母親の心の問題は、母子関係や子どもの発達に大きな影響を及ぼす。
- ・2015～16年の妊産婦死亡の原因では自殺が最も多かった。産後うつ等、精神疾患を有することが考えられる。

3. 今後の取り組み

産科・精神科・行政等の連携における現状の課題を明確にし、相互の連絡窓口の共有や顔の見える関係の中で、共通のツールやマニュアル等の作成を検討をする。自殺対策で救急科と精神科との多職種連携について取り組んだ実績のある精神保健福祉センターと連携して実施していく。